

## デフリンピック準備運営本部におけるガバナンスの確保について (スポーツ庁セルフチェックリスト及び東京都ガイドラインへの対応状況)

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む  
 対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、  
 現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む

ガバナンスコード	スポーツ庁セルフチェックリスト	東京都ガイドライン	対応状況	対応内容	
原則 1 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	1	大会の成功に向けたビジョン、団体として備えるべきガバナンス、事業に関する基本計画を策定し、これらを公表しているか。	第3 2 都は、大会運営組織に対して未来の東京につながるレガシーについての視点を盛り込んだ開催ビジョンの策定を求める。	対応予定	・大会開催基本計画に大会ビジョンやガバナンスについて記載し、HPで公表予定
	2	時間的制約や財政的制約により、計画通り運用できない場合等の見直しの判断基準や、大会の実施運営に当たっての優先順位等を定めた行動理念や行動指針をあらかじめ策定しているか。		対応予定	・見直しの判断基準や優先順位を定めた行動理念・行動指針を策定し、大会開催基本計画に記載予定
	3	ビジョン、基本計画、行動理念及び行動指針については、組織委員会等の構成員や関係者等に定期的に共有・周知しているか。		対応予定	・大会開催基本計画等について、全日本ろうあ連盟、東京都、事業団で策定 ・策定時及びコンプライアンス研修等実施時に事業団内に周知予定
	4	組織委員会等の設立前にマーケティング業務の方針を定めることが必要となる場合には、設立準備委員会において、当該方針をあらかじめ策定するとともに、組織委員会等設立後、速やかに理事会にて当該方針を決定しているか。		非適用	・設立準備委員会は不存在だが、直接的なスポンサーの決定や交渉のような、いわゆるマーケティング業務の代理店業務に係る方針を理事会に付議するとともに、必要な規程を整備予定
	5	組織運営の強化に関する人材の採用及び教育に関する計画を策定し公表しているか。		対応予定	・人員の採用・配置等の計画を策定、公表予定 ・役職員への定期的な研修に加え、新規採用者に対し着任時研修を実施予定
	6	組織委員会等の設立前に人材の採用・配置の方針を定めることが必要となる場合には、設立準備委員会において、当該方針をあらかじめ策定するとともに、組織委員会等設立後、速やかに理事会にて当該方針を決定しているか。		非適用	・準備運営本部設立前に人材の採用・配置の方針を定めていないため、非適用
	7	構成員に大会のステークホルダーである民間企業からの出向者等が多く含まれる場合には、当該出向者の具体的な人事配置につき、組織委員会等の特徴を踏まえた検討を行っているか。		非適用	・準備運営本部に民間企業からの出向者を配置することを検討していないため、非適用
	8	ガバナンス及びコンプライアンスに係る知見を有する人材の採用をしているか。		非適用	・本チェックリストの元となっているNFコードでは本項は小規模な団体に適用される内容であり、一定のガバナンス及びコンプライアンスに関する知識を有している公務員が多数を占める準備運営本部には外部から知見を有する人材を採用する必要性は低いため、非適用
	9	財務数値の適正性を確保しているか。		対応済	・業務執行の過程で適切に経費を精査するとともに、外部監査、内部監査により収入・支出の適正性を確保
	10	組織委員会等が直接拠出する民間資金に係る経費の総額、公的資金による援助に係る経費の総額を公表しているか。大会終了後に、これらの経費の執行状況を公表しているか。		対応予定	・事業団の役割において執行する経費について、財源別に管理を行うとともに、経費の総額及び執行状況を公表予定
	11	大会開催に係る収支に関する計画を策定し公表しているか。		対応予定	・デフリンピック準備運営における経費のうち、事業団に係る収支を公表予定
	12	事業年度毎の詳細な計画を策定しているか。		対応予定	・事業計画書において部署ごとの計画を具体的に策定予定
	13	計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っているか。		対応予定	・計画類は大会準備連携会議(※)、理事会へ付議の上、策定予定 ※デフリンピック大会の準備・運営について、関係者で情報共有、調整・協議を行う会議
	14	各計画に基づく方策の実施状況、目標の達成状況等について、定期的に把握・分析し、目標等の修正、方策の改善をしているか。		対応予定	・計画の実施状況、達成事項について大会準備連携会議等に付議し適宜修正を行う予定

デフリンピック準備運営本部におけるガバナンスの確保について  
 (スポーツ庁セルフチェックリスト及び東京都ガイドラインへの対応状況)

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む

対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、

現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む

ガバナンスコード	スポーツ庁セルフチェックリスト	東京都ガイドライン	対応状況	対応内容
原則 2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	1 役員及び評議員の構成等における多様性は図られているか。		対応済	・役員、評議員は様々な知見を有する人材で構成し、多様性を確保
	2 外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定しているか。	第4 1 (1) ①イ ・外部理事・女性理事の目標割合、各役員の役割など定めた、役員等の選任を行うための方針（役員選任方針）の策定及び選任理由等に関する情報を公表	対応予定	・外部理事と女性理事の目標割合を設定する方向で検討 ・役員選任方針を策定し、選任時は理由等を公表する方向で検討
	3 外部理事以外の理事についても女性を任用しているか。		対応予定	・内部理事の人数がごく少数であり、ジェンダーの指定は困難であるため、研修等で多様性について職員に対して意識啓発を実施予定
	4 業務執行理事に女性を任用しているか。		対応予定	・業務執行理事は1名であり、ジェンダーの指定は困難であるため、研修等で多様性について職員に対して意識啓発を実施予定
	5 外部評議員及び女性評議員の目標割合をそれぞれ設定しているか。		対応予定	・外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定する方向で検討
	6 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図っているか。	第4 1 (1) ①ウ ・各理事等が風通しの良い組織風土の形成やリスク管理などの基本的役割、職責、関係法令等を認識するような、行動規範の策定及び就任時の誓約書の提出並びに行動規範・誓約書の公表  第4 1 (1) ①エ ・機動的な業務執行の視点に立った理事会等の適正な規模を検討 など	対応予定	・理事の人数、権限、選任方法については定款に明記し、規模及び実効性を確保済み ・役員行動規範を策定するとともに、役員全員から行動規範を遵守する旨の誓約書を徴取 ・行動規範等について公表予定
	7 理事会とは別に会議体を設置し、理事会の諮問機関に位置づける体制を採用する場合には、理事会とは別に設置した会議体が実質的に理事会としての機能や権限を持ち、又は、当該会議体が実質的に理事会を掌握しているといった事態が生じないよう、留意しているか。		非適用	準備運営本部では理事会とは別の諮問機関を設置する予定はないため、非適用
	8 理事の就任時の年齢に制限を設けているか。		対応予定	・年齢制限を設定する方向で検討
	9 理事の再任回数の上限を設けているか。		対応予定	・再任回数の上限を設定する方向で検討
	10 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置しているか。	第4 1 (1) ①ア ・外部専門家を含む、多様な委員で構成された役員等選考委員会設置	対応済	・理事は評議員会で選任し、評議員には外部有識者を配置 ・評議員は評議員選定委員会で選任し、構成員に監事（外部有識者）や理事会で選任する外部委員を配置
	11 役員候補者選考委員会において、選考に当たり求められる役員としての資質等を明確にし、選考過程における公平性及び公正性を確保しているか。		対応予定	・役員選任方針で資質等を明確化する方向で検討 ・評議員会で役員選任方針を踏まえて審議するとともに、選定理由を公表するなど公平性・公正性を確保する方向で検討
	12 役員候補者等の決定が理事会等のほかの機関から独立して行われているか。		対応済	・評議員会が理事を選任、評議員選定委員会が評議員を選任するため、理事会から独立
	13 役員候補者選定委員会の構成員には、有識者、女性委員を複数名配置しているか。		対応済	・理事と監事を選任する評議員会の構成員には有識者、女性委員を複数配置

## デフリンピック準備運営本部におけるガバナンスの確保について (スポーツ庁セルフチェックリスト及び東京都ガイドラインへの対応状況)

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む  
 対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、  
 現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む

ガバナンスコード	スポーツ庁セルフチェックリスト	東京都ガイドライン	対応状況	対応内容
原則3 組織運営等に 必要な規程を 整備すべきである	1 組織委員会等及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備しているか。		対応済	・事務運営規程等の各種規程を策定
	2 組織委員会等の役職員を公務員とみなす旨の法令が存在する場合には、接待贈答を受ける場合の手續に関する規程を整備しているか。		非適用	・準備運営本部職員はみなし公務員に該当しないため、非適用
	3 組織の意思決定が様々な会議体によってなされるために、適切な権限委譲や業務執行プロセス等について必要な規程を整備しているか。		対応済	・事務運営規程等で意思決定の権限や手続きを整備
	4 スポンサーの選定方針やスポンサーの決定権限の所在等について、理事会の決定に基づいて必要な規程を整備し、規程に基づいた透明性のある運用がなされているか。		対応予定	・スポンサーの選定方針を理事会に付議するとともに、必要な規程を整備予定
	5 設立準備委員会に置いてマーケティング業務に係る方針を策定する場合は、マーケティング業務を広告代理店等の第三者に委託をするか否か、及び委託の在り方について、方針において定めているか。		非適用	・設立準備委員会は不存在だが、直接的なスポンサーの決定や交渉のような、いわゆるマーケティング業務の代理店業務に係る方針を理事会に付議するとともに、必要な規程を整備予定
	6 マーケティング業務を第三者に委託する場合には、第三者の選考が適切公正に行われるための仕組みを定めているか。第三者に対する委託業務の範囲を明確にし、当該第三者と組織委員会等との役割分担を明確に整理しているか。		対応予定	・準備運営本部においては、直接的な協賛契約締結工程（スポンサーの選定・交渉・決定）は第三者に委託せず、準備運営本部の職員が直接行う予定 ・協賛獲得のための周辺業務を委託する場合でも、仕様書で委託業務範囲を明確化したうえで、全日本ろうあ連盟、東京都、事業団の三者で設置した契約・調達管理会議にて委託者の公平な選定を担保する予定
	7 マーケティング業務を第三者に委託する場合は、業務委託契約において、スポンサー候補及び選定プロセスに関する第三者の報告義務を定めているか。契約の中で、選定プロセスにおいて組織委員会等がその意向を反映させるとともに、第三者を監督する権限をもつことを明示しているか。		対応予定	・準備運営本部においては、直接的な協賛契約締結工程（スポンサーの選定・交渉・決定）は第三者に委託せず、準備運営本部の職員が直接行う予定 ・協賛獲得のための周辺業務を委託する場合でも、仕様書で定期的な業務報告や、選定理由の明確化を指示し、委託者を監督できる仕組みを確保する予定
	8 マーケティング業務を第三者に委託する場合は、組織委員会等が最もメリットを享受できる方式となるよう、慎重な検討を行っているか。		対応予定	・準備運営本部においては、直接的な協賛契約締結工程（スポンサーの選定・交渉・決定）は第三者に委託せず、準備運営本部の職員が直接行う予定 ・協賛獲得のための周辺業務を委託する場合でも、事業団の不利にならないよう業務範囲を明確に仕様書に記載予定
	9 選択した方式の採用について、検討経緯や選択した理由等を対外的に公表しているか。	第4 1 (1) ③ウ ・マーケティング業務の委託等に関する方式の検討経緯や選択理由等の公表	対応予定	・準備運営本部においては、直接的な協賛契約締結工程（スポンサーの選定・交渉・決定）は第三者に委託せず、準備運営本部の職員が直接行う予定 ・協賛獲得のための周辺業務を委託する場合でも、委託の範囲や事業者の選定方式等は契約・調達管理会議に付議し検討内容を公表予定
	10 調達に関し、適切に利益相反を管理できる調達の仕組みを構築しているか。組織委員会等における調達の特殊性を考慮した上で、調達の仕組みを構築しているか。	第4 1 (1) ③ア ・(③ア) 契約・調達制度の構築 第4 1 (1) ③イ ・契約と調達を、収入・支出の両面において事前・事後に内容・プロセス等を監督する、外部の専門家を含む契約・調達管理委員会を設置	対応済	・利益相反マネジメント委員会において利益相反が疑われる契約案件を審査する仕組みを構築 ・全日本ろうあ連盟、東京都、事業団の3者で契約・調達管理会議を設置し、契約・調達に関する業務の適正性を担保
	11 その他組織運営に必要な規程を整備しているか。		対応済	
	12 法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか。		対応済	・財務規程、文書管理規程、就業規則等組織運営に必要な規程を整備
	13 法人の業務に関する規程を整備しているか。		対応済	
	14 法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか。		対応済	・役員報酬規程等を整備
	15 法人の財産に関する規程を整備しているか。		対応済	・財産管理規程等を整備
	16 財政的基盤を整えるための規程を整備しているか。		対応済	・財務規程等を整備
	17 役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有しているか。		対応予定	・準備運営本部役員、幹部職員は豊富なマネジメント経験を有する都職員を派遣 ・研修を通して職員のガバナンス、コンプライアンスについての知識向上を図る予定 ・法律事務所と契約し、法的見地からの支援を受けることができる体制を整備
	18 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談できる体制を確保しているか。		対応済	・法律事務所と契約し、弁護士への相談体制を構築 ・顧問税理士・会計士が準備運営本部の業務を支援

デフリンピック準備運営本部におけるガバナンスの確保について  
 (スポーツ庁セルフチェックリスト及び東京都ガイドラインへの対応状況)

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む  
 対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、  
 現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む

ガバナンスコード	スポーツ庁セルフチェックリスト	東京都ガイドライン	対応状況	対応内容
原則 4 コンプライアンス委員会を設置すべきである	1 コンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催しているか。	第4 1 (1) ②ア ・コンプライアンス委員会を組織内に設置	対応予定	・コンプライアンス委員会を設置し、年2回以上開催予定
	2 委員会の役割、権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針・計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を実践しているか。		対応済	・コンプライアンス委員会の職務(役割・権限)を規程で明記 ・コンプライアンス方針及びコンプライアンス推進計画を策定
	3 委員会規程を作成し、必要な情報が集まる仕組みを構築しているか。		対応済	・コンプライアンス委員会の職務(役割・権限)を規程で明記 ・問題発生時にはコンプライアンス委員会に報告及び対応方針について検討
	4 委員会の運営内容について、理事会に報告され監督を受けるとともに、委員会からも理事会等の意思決定機関に対して定期的に助言や提言を行うことができる仕組みを設けているか。		対応予定	・コンプライアンス委員会の検討内容は理事会に報告するとともに、理事会へ助言を行う仕組みを構築 ・コンプライアンス委員会事務局から、内部監査部門を通じて監事へ情報共有を実施する予定
	5 委員会の構成員に組織委員会等の実情や、スポーツや大規模な競技大会の持つ意義を十分に理解した有識者を配置しているか。		対応済	・委員会は、準備運営本部の実情及びスポーツや大規模な競技大会の持つ意義を十分に理解した管理職及び外部有識者で構成
	6 委員会の構成員に、少なくとも1名以上は弁護士及び女性委員を配置しているか。		対応済	・委員会には弁護士を構成員として配置するとともに、女性委員を配置
原則 5 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	1 継続的・計画的にコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスに関して役職員が共通認識を持つことができる仕組みを構築しているか。	第4 1 (1) ②ウ ・就任時・採用時を含む役職員等への継続的なコンプライアンス教育や職場における意識啓発に向けた取組の実施	対応予定	・役職員への継続的なコンプライアンス研修を実施予定
	2 以下の内容を含む役員向けのコンプライアンス教育を実施しているか。 ・組織委員会等に適用される関係法令について ・組織委員会等がその組織運営のために整備している規程について ・不正行為の防止について ・利益相反について ・収賄の防止について ・調達過程における不当な取引制限等の競争法違反事案の発生防止について		対応予定	・ガバナンスの確保の重要性や適切な契約手続き等に関する研修資料を作成し、役職員に対する研修を実施予定
	3 上記の内容を含む職員向けのコンプライアンス教育を実施しているか。		対応予定	・職員への継続的なコンプライアンス研修を実施予定
	4 大会ボランティアなど役職員以外の関係者に対してもコンプライアンス教育を実施しているか。		対応予定	・ボランティア採用時に必要となる研修を実施予定
	5 在任中少なくとも年に1回以上、コンプライアンス教育を実施しているか。		対応予定	・職員への継続的なコンプライアンス研修を実施予定
	6 対象スポーツの競技特性や競技環境等を踏まえて、研修資料や普及啓発のためのパンフレット等を作成しているか。		非適用	本チェックリストの元となっているNFコードでは本項は選手、指導者向けの暴力行為、差別、ドーピング、八百長等の禁止といった競技団体向けの内容であり、大会運営団体にはそぐわない内容のため、非適用

デフリンピック準備運営本部におけるガバナンスの確保について  
 (スポーツ庁セルフチェックリスト及び東京都ガイドラインへの対応状況)

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む  
 対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、  
 現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む

ガバナンスコード	スポーツ庁セルフチェックリスト	東京都ガイドライン	対応状況	対応内容
原則 6 法務、会計等の体制を構築すべきである	1 法律、税務、会計等の専門家を選定し、サポートを日常的に受けることができる体制を構築しているか。		対応済	・法律事務所と契約し、弁護士への相談体制を構築 ・顧問税理士・会計士が準備運営本部の業務を支援
	2 専門家のサポートが必要と想定される場面や内容を事前に洗い出し、定期的にその適否について検証を行っているか。		対応済	・サポートが必要な内容を事前に洗い出した上で、随時相談できる仕組みを構築 ・契約更新時に必要なサポート内容を再度洗い出す予定
	3 計算書類や規程等の書面の作成作業の補助や有効性・妥当性のチェックに際して、外部の専門家を活用しているか。		対応済	・法律事務所と契約し、弁護士への相談体制を構築 ・顧問税理士・会計士が準備運営本部の業務を支援
	4 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。		対応済	・財務規程に則り財務・経理を適切に実施
	5 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立しているか。		対応済	・財務規程施行要綱にて経費使用についての手続き等を規定 ・業務運営の妥当性に関する内部監査を実施し、適切な業務サイクルを確立
	6 会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、監査報告書を作成しているか。	第4 1 (1) ③エ ・内部監査、監事監査、会計監査人監査の連携による「三様監査体制」の構築（特に内部監査部門と監事・会計監査人が連携できる仕組みの構築）  第4 1 (1) ③オ ・不正の未然防止、早期発見のためのリスクアプローチの監査手法の導入	対応予定	・会計監査（外部監査）、適法性監査（監事監査）に加え、業務運営の妥当性等について内部監査を実施し、監査報告書を作成し、監査結果についてHPで公表予定 ・内部監査の体制及び結果については外部監査・監事監査へ報告することで三様監査体制を構築予定
	7 内部監査部署に加え、会計監査人を置いているか。		対応済	・準備運営本部に内部監査の専管組織を設置 ・監査法人が準備運営本部の監査を実施予定
	8 各種法人法のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置しているか。		対応済	・評議員会において公認会計士等の有識者を監事として選任
	9 また、監事等の職務を補助すべき職員を置いているか。		対応済	・事業団事務局で監事を補助するための職員を配置
	10 監事等が理事等の経営陣から独立し、各種専門家に相談できる体制を構築しているか。	第4 1 (1) ②イ ・コンプライアンス委員会と監事等の間で相互に適切な情報共有が行える体制の構築	対応済	・監査法人は監事と連携することが定められており、監事等が専門家に相談できる体制を構築
	11 内部監査を職掌とする部署、会計監査人、理事等の役員と監事との間における日常的な情報共有・連携体制の構築に取り組んでいるか。		対応予定	・各監査主体（外部監査主体、監事）が互いに情報共有・連携できる体制を構築
	12 公的資金の利用に関し、自らの団体が遵守義務を負う法令・ガイドライン等の洗い出しを行い、遵守しているか。		対応済	・公的資金を利用する際に、遵守すべき法令やガイドラインを洗い出した上で、必要な対応を実施
	13 法令・ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務において適切に実行されるよう、財務会計方針、手続等の運用規程を定め、的確に運用しているか。		対応済	・財務規程や財務施行要綱を整備し、適切に運用
	14 収入財源の確保、支出財源の特定、予算の執行、事業計画の策定及び遂行等の各種手続を適切に実施しているか。		対応済	・大会における収支計画、事業計画を策定するとともに、区分経理・財源管理を実施

デフリンピック準備運営本部におけるガバナンスの確保について  
(スポーツ庁セルフチェックリスト及び東京都ガイドラインへの対応状況)

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む  
 対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、  
 現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む

ガバナンスコード	スポーツ庁セルフチェックリスト	東京都ガイドライン	対応状況	対応内容	
原則 7	適切な情報開示を行うべきである				
	1	財務情報等について、法令に基づく開示を行っているか。		対応済 ・法令に基づく開示を実施	
	2	法令に基づいて開示が求められる情報以外についても、主体的かつ積極的な情報開示を行っているか。	第4 1 (1) ⑤ア ・法定事項に加え、理事会の意思決定プロセス等、組織の重要な決定や世の中の関心の高い事項に関する、積極的な情報発信	対応予定	・法令に基づき開示が求められる情報以外についても主体的に開示予定（監査報告・契約状況等）
	3	本指針の遵守状況に関する情報等を開示しているか。		対応予定	・当該指針の遵守状況について、コンプライアンス委員会による審査を経て公表
	4	情報開示の前提として、業務委託先や関係ステークホルダーから、大会の準備及び運営に必要な情報を収集、把握するよう努めているか。		対応済	・各種会議等を通じて、関係団体等から適宜必要な情報を収集 ・仕様書において業務委託先との業務進捗管理について記載予定
	5	利益相反ポリシー、懲罰制度に関する規程及び処分結果等を開示しているか		対応予定	・利益相反マネジメントポリシー、懲戒審査委員会要綱等を公表予定 ・処分については、案件が生じた際に速やかに結果を公表予定
	6	公益法人認定法に基づき、公益法人が事務所に備え置き、何人も閲覧等を請求できるとされている書類について、主体的に開示しているか。	第4 1 (1) ⑤イ ・都の条例に準じた情報公開制度を導入する等、公開を基本としつつ、非公開とする必要がある情報については、その理由を含め考え方を丁寧に説明 第4 1 (1) ⑤ウ ・非公開情報についても、情報公開とは別の方法で、その公正性を担保できる仕組みを構築	対応予定	・都の条例に準じた情報公開要綱を策定 ・非開示の場合は非開示理由を記載するよう規定 ・公益法人認定法に基づき事務所に備え置くべき書類について、公表する方向で検討
7	組織委員会等のウェブサイト等において情報を開示しているか。		対応済	・デフリンピック準備運営本部HPにより大会情報等を公開	
原則 8	利益相反を適切に管理すべきである				
	1	役職員等と組織委員会等との間に生じ得る利益相反に係る管理の仕組みや体制を適切に構築しているか。	第4 1 (1) ④ア ・国際スポーツ大会の特性等を踏まえた利益相反取引に関する規程の制定。 第4 1 (1) ④イ ・人材登用における、専門性を有する人材の直接雇用の活用等、民間企業からの出向者受入れに頼らない工夫。出向者を活用せざるを得ない場合における、ポストや業務内容、権限の公表等 第4 1 (1) ④エ ・利益相反取引に関し、役職員への継続的な教育や取引の適正性を管理できる仕組みの構築	対応予定	・利益相反マネジメントポリシーを策定し、利益相反取引の管理や体制について規定するとともに、役職員に対して研修を実施 ・民間企業等からの出向者を受け入れる場合、業務内容、権限を公表予定
	2	利益相反取引を承認する場合には、その取引についての重要な事実の開示、取引の公正性を示す証拠の有無、内容、議論の経過、承認の理由・合理性等につき、会議体の議事録に詳細に記載し、意思決定の透明性を確保しているか。		対応予定	・利益相反マネジメント委員会において適切に審議し、議論の経過を記録するなど意思決定の透明性を確保
	3	利益相反取引に該当するおそれのある取引については、実務上の不都合がない場合は、入札方式等、公正な方法により契約しているか。		対応予定	・利益相反取引に該当するおそれのある取引については、利益相反マネジメント委員会に付議するとともに、契約が必要な場合については利益相反マネジメント委員会の審議内容に基づき、公正な方法により手続きを行う
	4	随意契約による場合、相見積りの取得等、公正な契約であることを証明できる資料を残しているか。		対応予定	・随意契約による場合、複数社から見積りを取得する等、公正な契約であることを証明できる資料を残す必要がある旨、利益相反マネジメントポリシーQAに記載
	5	利益相反管理委員会等、理事会から独立した機関を設置し、必要な情報収集を行い、利益相反行為の取扱いについて判断しているか。	第4 1 (1) ④ウ ・利益相反の該当性をチェックできる仕組みの構築	対応済	・理事から独立した利益相反マネジメント委員会を設置し、利益相反の可能性のある取引について必要な情報収集を行い、対応について審査を実施
	6	重要な契約については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っているか。		対応済	・重要案件は契約・調達管理会議に付議し、客観性・透明性について検証
	7	定款や利益相反に関する規程において、以下の条項等の必要な規定を設けているか。 ・理事の利益相反取引を適切に管理する条項 ・利益相反取引を実施する場合の議決方法に関する条項 ・利益相反に該当するおそれがある場合の申告及び承認後の報告		対応済	・利益相反マネジメントポリシー、利益相反マネジメント委員会設置要綱で各事項を規定
	8	利益相反ポリシーを作成しているか。		対応済	・利益相反マネジメントポリシーを策定
	9	ポリシー作成に当たり、どのような取引が利益相反関係に該当するのか、どのような価値判断に基づいて利益相反取引の妥当性を検討すべきかについて基準を定め、客観性・透明性のある手続を確保しているか。		対応済	・利益相反マネジメントポリシーにて利益相反取引の妥当性を定め、基準及び手続きを規定
10	利益相反取引の妥当性を定めるに当たっては、法令上利益相反に該当する基準に加えて、組織委員会等において想定される「利益相反的關係」を有する者についても該当範囲に含めているか。		対応済	・利益相反マネジメントポリシーにて利益相反取引の該当となる取引相手について規定	

デフリンピック準備運営本部におけるガバナンスの確保について  
 (スポーツ庁セルフチェックリスト及び東京都ガイドラインへの対応状況)

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む

対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、

現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む

ガバナンスコード	スポーツ庁セルフチェックリスト	東京都ガイドライン	対応状況	対応内容
原則 9 通報制度を構築すべきである	1 独立した通報窓口を設置しているか。	第4 1 (1) ②エ ・通報者の保護に配慮し、通報しやすい仕組みを備えた内部・外部の窓口設置	対応済	・内部窓口に加え、独立した通報窓口として外部窓口を設置
	2 通報窓口の通報対象に、ハラスメント行為、法令違反行為、社内規程違反行為及びこれらに該当するおそれのある行為を広く含めているか。		対応済	・公益通報規程において、法令・内規違反など幅広く通報対象となる旨を記載
	3 通報窓口について、恒常的に役職員に周知しているか。		対応予定	・適宜役職員に通報窓口や通報手段等について共有するとともに、コンプライアンス研修等においても周知予定
	4 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課しているか。		対応済	・公益通報規程において、通報内容や調査で得られた個人情報の守秘義務について明記
	5 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止しているか。		対応済	・公益通報規程において、通報者保護を明記
	6 外部通報窓口を設置しているか。		対応済	・内部窓口に加え、独立した通報窓口として外部窓口を設置
	7 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士等の外部有識者を中心に整備しているか。		対応済	・外部窓口は弁護士が調査を行い、内部窓口への通報内容についても必要に応じて専門家に相談できる体制を整備
	8 通報方法については、面会、書面、電話、電子メール、FAX、ウェブサイト上の通報フォーム等、複数の方法を設けているか。		対応済	・公益通報規程において、複数手段を明記
	9 これから行う行為が違反行為となるか否かに関する事前相談についても通報窓口にて対応しているか。		対応済	・公益通報規程において、通報窓口に対して相談を行うことが可能と明記
	10 弁護士等の有識者を含む、経営陣から独立した中立な立場の者で構成される調査機関を設け、調査の必要の有無、調査方法等について決定し、同機関の構成員又は同機関において指定された者により調査を実施しているか。		対応済	・公益通報規程において、弁護士を含む中立的な調査体制の構築や、通報があった場合の調査方法等について規定
	11 通報を受領してから事実の調査を実施するまでのフロー、調査対象にするか否かの基準、調査の方法等についてあらかじめ明確に定め、これらに従って運用しているか。		対応済	・公益通報規程において、通報受付から調査報告までの一連のフローを規定
	12 通報窓口の対応者に男女両方を配置し、通報者が希望すれば対応者の性別を選べているか。		対応済	・通報窓口には男女を配置し、対応者の性別を選択できる体制を構築
	13 通報制度の運営において専門家のサポートが必要になると想定される内容を事前に洗い出し、定期的にその適否について検証しているか。		対応予定	・法律事務所と契約し、弁護士への相談体制を構築 ・専門家のサポートが必要になると想定される内容を事前に洗い出すなど、委託内容を1年に1度見直す予定
	14 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底しているか。		対応済	・公益通報規程において、通報者の個人情報保護等について明記
	15 研修等の実施を通じて、役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底しているか。		対応予定	・通報に伴う不利益等が無い制度である旨、コンプライアンス研修等で周知予定
	16 通報制度の運営は、経営陣から独立した中立な立場の者が担当し、経営陣が通報者を特定し得る情報や通報内容等にアクセスできない体制を整備しているか		対応済	・公益通報にかかる調査は理事から独立して実施 ・調査資料等について調査員のみが閲覧できる体制を構築

デフリンピック準備運営本部におけるガバナンスの確保について  
 (スポーツ庁セルフチェックリスト及び東京都ガイドラインへの対応状況)

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む  
 対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、  
 現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む

ガバナンスコード	スポーツ庁セルフチェックリスト	東京都ガイドライン	対応状況	対応内容	
原則10 懲罰制度を構築すべきである	1	懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、恒常的に関係者等にこれを周知しているか。	第4 1 (1) ⑦ ・禁止行為、処分対象者、処分内容及び手続等に関する、実効性を備えた懲罰規程の策定及び周知	対応予定	・処分事由、処分内容を就業規則で、処分手続等を懲戒審査委員会要綱で明記済み ・研修等で組織内に周知予定
	2	処分内容の決定は、行為の態様、結果の重大性、経緯、過去の同種事例における処分内容、情状等を踏まえて、平等かつ適正になされているか。		対応済	・就業規則にて、処分事由、処分内容を列挙 ・外部有識者を含めた懲戒審査委員会にて、行為の態様、結果の重大性、経緯、過去の同種事例における処分内容、情状等を踏まえて審査を実施する旨を懲戒審査委員会要綱に明記
	3	規程においてあらかじめ処分基準を定め、処分内容の決定に当たり、当該基準に従っているか。		対応済	
	4	外部の中立的かつ専門的な第三者により、懲罰制度が当該規程に従って適切に運用されているか否かの確認を定期的に受け、当該第三者の助言指導を踏まえて定期的に運用を見直しているか。		対応済	・懲戒審査委員会に外部有識者が参画 ・必要に応じて運用について弁護士に確認が可能
	5	弁護士等の有識者を含む、経営陣から独立した中立な立場の者で構成される処分機関を設け、同機関において、処分審査を行っているか。		対応済	・役員から独立した外部有識者（弁護士）を含めた懲戒審査委員会で審査を実施
	6	調査機関の調査結果等を踏まえ、有効かつ適切な証拠により認定された行為についてのみ処分の対象としているか。		対応済	・懲戒審査委員会で適切に審査を実施 ・理事長は、有効かつ適切な証拠により認定された行為についてのみ、処分の対象とする旨を懲戒審査委員会要綱に明記
	7	組織委員会等の関係者等に対し、処分対象行為の調査に対する協力義務及び調査内容に関する守秘義務を課しているか。		対応済	・職員への協力義務、調査内容の守秘義務を懲戒審査委員会要綱に明記
	8	処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、処分対象行為について可能な限り書面を交付しているか。		対応済	・対象行為について可能な限り書面に記載するよう懲戒審査委員会要綱に明記
	9	処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けているか。		対応済	・聴取の機会の設置について懲戒審査委員会要綱に明記
	10	処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知しているか。		対応済	・書面に各項目を記載するよう懲戒審査委員会要綱に明記
	11	認定根拠となった証拠や処分の手続の経過についても、可能な範囲で告知しているか。		対応済	・可能な範囲で告知できるよう懲戒審査委員会要綱に明記
	12	処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有しているか。		対応済	・役員から独立した外部有識者（弁護士想定）を含む懲戒審査委員会で審査（処分関係者については除外）
	13	処分審査を行う者について、当該処分に関するステークホルダーを除く等の制度を設けているか。		対応済	・懲戒審査委員に除外規定あり



デフリンピック準備運営本部におけるガバナンスの確保について  
 (スポーツ庁セルフチェックリスト及び東京都ガイドラインへの対応状況)

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む

対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、

現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む

ガバナンスコード	スポーツ庁セルフチェックリスト	東京都ガイドライン	対応状況	対応内容
原則11 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである	1	組織の規模や実情に応じた危機管理及び不祥事対応のための体制を構築するとともに、危機管理マニュアルを策定しているか。	対応予定	・予測されるリスク（災害、サイバーセキュリティ、不祥事発生等）を洗い出し、それぞれの対応をまとめたマニュアルを作成予定
	2	危機管理マニュアルの策定に当たっては、発生しやすい不祥事類型やリスクを特定し、当該リスクの発現可能性の高低や発生した場合の影響等の評価を加え、これに従ったリスクの制御方法や監視体制、その見直しの在り方及び不祥事が報告された場合の調査体制についても規定しているか。	対応予定	・個々のリスクの発生可能性や影響力、対応策等についてマニュアルに記載 ・不祥事発生時の調査体制をコンプライアンス規程に明記
	3	危機管理マニュアルは、外部の有識者の意見を適切に反映した内容となっているか。	対応予定	・マニュアル作成時に外部有識者の意見を聴取し、反映予定
	4	危機管理体制の構築に当たっては、不祥事対応を機動的に行うことができるよう、コンプライアンス担当の理事に危機管理担当も兼務させるなどの工夫を行い、組織横断的な活動を可能とする体制を構築しているか。	対応済	・コンプライアンス規程に最高責任者として準備運営本部長を指定 ・事案発生時は、組織横断的に必要な情報を報告・共有できる体制を構築
	5	危機管理マニュアルが単なる書類として形骸化しないよう、マニュアルに従ったリスク管理の実効性を検証したり、仮想訓練を実施するなど、その存在を浸透させるための取り組みを行っているか。	対応予定	・危機管理について、研修で職員に周知予定 ・リスクに応じた訓練の実施を検討予定
	6	不祥事が発生した場合は事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築しているか。	対応済	・不祥事発生時は「危機管理対策本部」を立ち上げ、原因究明、再発防止策を検討するようコンプライアンス規程で明記
	7	重大な不祥事の端緒を認識した場合、最適な調査体制を構成し、事実調査を実施した上で、外部専門家の知見と経験も踏まえ、根本的な原因究明を行っているか。	対応済	・危機管理対策本部は、必要に応じて外部有識者の知見を活用し調査を実施
	8	重大な不祥事の端緒を認識した場合、外部専門家と連携し、適切なタイミングで、当該不祥事に関する必要な情報開示を行っているか。	対応予定	・必要に応じて外部有識者に相談の上、速やかに必要な情報を公表
	9	組織委員会等解散後に不祥事が発生又は発覚した場合、原因解明や再発防止策の策定等を速やかに実施できるよう、具体的な対応方針等についてあらかじめ関係当事者間において合意しているか。	対応予定	・準備運営本部解散後は事業団と都において適切に対応予定
	10	法令違反等の不祥事が発生した場合には、その原因となった責任者・監督者につき、調査委員会等が有する倫理規程や懲罰規程等に従って、責任者・監督者を適切に処分しているか。	対応済	・法令違反等があった場合は、懲戒審査委員会の審査を行い、就業規則等に則り処分
	11	再発防止策の策定に当たっては、組織の変更や規程の改定等の表面的な対応にとどめることなく、日々の業務運営等に具体的かつ継続的に反映させているか。	対応予定	・コンプライアンス委員会にて再発防止を検討 ・再発防止についてコンプライアンス研修にて周知
	12	不祥事対応収束後も、再発防止策の取組が適切に運用され、定着しているかをモニタリングし、その改善状況を公表しているか。	対応予定	・再発防止の取組とその改善状況についてコンプライアンス委員会で審議し、内容を公表予定
	13	危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者を中心に構成しているか。	対応済	・危機管理対策本部は必要に応じて外部有識者を中心に構成
	14	当該委員の選定プロセスについても十分に配慮し、委員が組織委員会等に対して独立性・中立性・専門性を有する者であることについて、合理的な説明をする責任を果たしているか。	対応済	・危機管理対策本部が外部有識者で構成される場合は、外部有識者の選定についてコンプライアンス委員会において審議